

「最低賃金」今年も大幅な引き上げが予想されます

- ◆ 平成 29 年 7 月 27 日に開催された中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定目安がとりまとめられました。引上げ幅は全国平均 25 円で、平成 16 年度と並んで過去最大の上げ幅です。今後、岩手県の最低賃金審議会でも調査審議が行われ、発効は 10 月になる予定です。

固定残業代制度に注意

- ◆ 時間外労働に対する割増賃金を定額で支給する「固定残業代」に関わるトラブルが増えています。固定残業代制を導入する主な理由は次の 2 点とされています。

1. 求人の際に、固定残業代も含めた支給額を表示することで、給与支給額が高いとアピールするため
2. 労働者からの残業代請求対策のため

どちらの場合も、以下の点にご注意いただかないと深刻なトラブルに発展することがあり注意が必要です。

- ・ 口頭ではなく、就業規則や雇用契約書で固定残業制について規定すること
- ・ 固定残業代とそれ以外の賃金を明確に区別すること
- ・ 実際の残業代が固定残業代を超過する場合は、超過した分を精算すること

制度の導入、運用につきましては当事務所までご相談下さい。

健康保険被扶養者の資格再確認の控を同封いたしました

- ◆ 健康保険の被扶養者について行われた資格再確認の控を同封いたしました。今年度も、対象者の収入増、就職による異動（削除）の届出漏れが数件ありました。異動（削除）の届出漏れは、健康保険料率に影響してきます。また、被扶養者の適正な把握は、源泉所得税の徴収や家族手当の支給など給与計算事務にも関係する場合があります。遅滞ない届出を従業員の皆様に周知下さいますようお願い致します。

“熱中症”にご注意下さい

- ◆ 7 月から 8 月は熱中症発生のピーク時期です。平成 28 年に岩手労働局管内で発生した熱中症による労働災害は 73 件で、死亡災害も 1 件発生しています。業種別には建設業が 38 件と半数以上を占めていますが、ほぼすべての業種で発生しており注意が必要です。時間帯では午前 11 時台と午後 2 時から 3 時台の発生が多くなっているようです。少しでも異常な様子が見られた場合には、迅速に下記の手当を行いましょう。

平成 29 年 6 月 30 日現在の岩手労働局管内における死亡災害の発生状況も同封いたしましたので、合わせてご確認下さい。

まだまだ暑い日が続きそうです。注意力が散漫になりがちなので、くれぐれも労災事故の発生にはご注意ください。

- ◇ 暑い場所から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す
- ◇ 水や塩分を摂らせる
- ◇ 衣類をゆるめる（場合によっては脱がせる）
- ◇ うちわ、扇風機などの風に当てたり、氷嚢を首やわきの下、足の付け根に当てる